

英国における社会価値法 (Social Value Act) がもつ今日的な課題

— 公共調達における社会的責任と経済的効果を 高める取り組みに関する一考察 —

安田直樹

要 旨

わが国や欧州の公共調達においては手続きの透明性・契約の公正性・そして経済的な効果を高めることなどが規定されている。しかし昨今では、これらに加えて社会的な価値の重要性が増しており、より大きな社会的責任が求められている。そうした流れを受けて英国では社会価値法 (Social Value Act) が導入され、地方公共団体を中心に先進的な取り組みも展開された。本稿では、公共調達において経済的効果を高めることが難しい現状を確認する。そのうえで環境や社会的側面の価値に配慮し、かつ経済的効果の改善を追求する社会価値法の取り組みを理解し、今日的な課題を抽出することで今後の可能性を考察する。

I 公共調達に求められる社会的責任と経済的効果

国民を最大のステークホルダーとすべき公共調達は、国や自治体が必要な物品を調達する、あるいは公共工事などを施工するための手段にとどまらない。政策実現に関与することもあれば、現在では社会インフラを支える情報システムの調達やさまざまなサービスの調達も多く、直接的にも間接的にも国民生活と深く密接につながっている。購買や資材、ソーシングなどといわれる調達活動の重要度は官民共に欧米諸国で注目され、日本では自動車業界や電機関連の大手製造業などを中心に機能強化に努める企業が増えている。また欧米諸国と同様に、わが国でも公共部門における調達活動の重要性が注目されている。例えば 2013 年 1 月 29 日に設置された行政改革推進本部では、内閣総理大臣を議長とし関係僚や有識者から構成される行政改革推進会議が開催されており、2015 年 1 月 26 日には「調達改善の取組の強化について (調達改善の取組指針の策定)」をまとめた。この

取組指針では公共調達への履行にあたり法規法令の遵守は当然だが、公的活動という観点から経済性・公正性・透明性・履行の確実性などの多様な要請に合致すべきとしている。また同時に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」など、二次的政策¹といわれる政策的配慮へ留意する必要性も認め、先の諸原則と調和させることを求めている。

用いられるコンテキストにより表現に多少の違いはあるものの、こうした経済性・公正性・透明性などの大原則は政府調達においては会計法令、地方公共団体では地方自治法において定められている。また昨今では調達手続きの透明性・契約の公正性・効率的な予算執行²に加えてSDGs (Sustainable Development Goals) や ESG (Environment, Social, Governance) 投資などに代表される社会的責任の重要性が増している。調達面においては SPP (Social Responsible Procurement) ・ CSR (Corporate Social Responsibility) 調達・ Ethical 調達などと表現されるが、これらはいずれも社会的責任を果たし持続可能な調達を確保することを目指している。この社会的責任は調達案件の受注者に求められる責務であると同時に、広範囲に及ぶサプライチェーンにおいて、発注者である官公庁がステークホルダーを巻き込み持続可能な調達を作り上げるための取り組みという責任をも意味する。

わが国においても 2007 年の環境配慮契約法により、公共機関の契約締結に環境性能を含めた総合的な評価を行うための仕組みが用意された。しかし翌年末に実施された環境省の「地方公共団体の環境配慮契約取組実態調査」では、全体的な取り組み状況は策定済み及び策定予定が全体の 4%未満に留まっており、傾向としては都道府県や政令指定都市に比べ市区町村における遅れが目立つ。わが国に対し欧州諸国における取り組みは進んでおり、2020 年 1 月末に欧州連合から離脱した英国では、2013 年 1 月に「公共サービス(社会価値)法」(Public Services (Social Value) Act, 以下、「社会価値法」という。)が施行された。同法はフレームワーク合意方式³の公的サービス契約について調達対象の経済的、環境的、社会的な利益を考慮することを要求している。本稿では、まず公共調達に

1 「付帯的政策」ともいわれる。本来の目的以外の目的、例えば社会政策・中小企業政策・雇用政策などに関する目的を、公共調達を介して担わせようとするものであり、実現手段には入札参加資格や契約方式、あるいは契約選定基準の配慮などが考えられる。

2 わが国の公共調達では手続きに関する透明性・契約判断の公正性・また経済的な効率性が会計法により規定されており、青木孝徳『政府調達制度の手引』(2011) 1 頁では、経済的な効率性を「予算の効率的執行」と定義している。

3 国土技術政策総合研究所によれば「長期指名候補者との事前合意制度」であり、英国では 2006 年から公共契約規則 (Public Contracts Regulations) に規定された。

において経済的効果を高めることが難しい現状を確認する。そのうえで環境や社会的側面の価値に配慮し、かつ経済的効果の改善を追求する社会価値法の取り組みを理解し、今日的な課題を抽出することで今後の可能性を考察する。

II 公共調達において経済的効果を高めることの難しさ

中小企業庁の報告によれば、独立行政法人や国立機関を含んだわが国の平成 30 年度における政府調達の総額は 7 兆 8 千億円で、同年度の地方公共団体の契約実績は 14 兆 8 千億円⁴となっている。

こうした膨大な予算が公共調達に支出されている一方で、国と地方公共団体を規律する法的基盤が異なることなどにも起因し、規程にある諸原則の有効性を徹底することは容易ではない。経済性を確保するための法的な拠り所として政府調達では会計法、地方公共団体では地方自治法において規定されている。そして会計法の第二十九条の三から六、地方自治法の第二百三十四条では、あくまで一般競争入札を適用することが原則であり、それ以外に用意されている入札方式は例外とされている。これは契約における競争性を高めることを目的としているが、しかし競争入札方式には問題も多い。入札談合に関する法的解釈の課題として、競争入札という手段がとられているにもかかわらず競争性の有無すら問題にしない機能不全がある。例えば 1968 年の「大津判決」では随意契約と競争入札との違いを相対的に捉え、契約に至るまでの折衝を個別に行うか、あるいは集団的に行うかの差だけに見出そうとしている (楠 2017, 19 頁)。こうした経済的な効果と共に政府調達に関する協定に基づく手続きの透明性・契約の公正性・機会の均等を図ることなども求められている。これは競争原理を確保する大前提として、透明性や公正性が重視されているともいえるだろう。

透明性や公正性と共に公共調達の経済性を高めることは第一義的責務とされているが、わが国では一般競争入札・指名競争入札・随意契約という選択肢だけが用意されている。交渉や対話といった主体的活動を拡大すべく、2014 年には EU 調達指令で交渉付き競争方式や技術革新連携方式が定められることになった欧州に比べ、こうした現状は大きく限定されているといえる。経済性の結果を左右すると考えられる「交渉」だが、わが国では

4 地方公共団体の実績は都道府県、人口 10 万人以上の市及び東京都特別区の合算。

競争入札の過程で用いられることが許されていない。法的背景としては1961年に「低入札価格調査制度」を位置づけるなどの改正がなされただけで、その後は特筆すべき改正もなく発注者の裁量も限られている（木下 2017, 54 頁）。

現在の官公需調達活動の大半は契約活動であり、昨今ではサービスや情報システム関連などに代表される複雑な契約形態も増えている（楠 2017, 68 頁）。こうした中で経済的効果を高めるためのさまざまな取り組みがなされているが、公共調達の特徴として挙げられる二次的政策の影響を看過することはできない。わが国において二次的政策を実現するための手段として機能している入札参加資格について、例えば公共事業では応札者の企業規模などにより入札参加資格を設定することがある。財務的にも技術的にも小規模の応札者が一般競争入札によって受注者となり、比較的大きな案件を受注することへのリスクは、契約履行の確実性を根拠の一つとして説明することができるだろう。他方、技量も実績もある大手企業が規模の小さな案件に応札できない理由を正当化するのは難しい。どのような根拠を用いて説明したとしても中小企業保護が目的であることに違いはなく、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」において規定されている通り、その目的は中小企業の発展に資することである。つまり中小企業振興という二次的政策は目的の是非に関する議論とは別に、既に入札制度に組み込まれているといえる。

OECD のホームページでは、公共調達は税金の相当程度を占めるため、政府は高品質のサービスを提供すると共に、公益を守るための高い行動規範によって効率的に遂行することが期待されているとする。これは公的資金を使う以上は経済性を高めることの必要性は言を俟たないが、公的資金であるからこそ経済的効果だけを優先することもできないということを意味する。例えば国際条約である「政府調達に関する協定」では、内国民待遇の原則により自国の産品や供給者と同じ待遇を条約締結国へ与えることが確認され、無差別待遇の原則により条約締結国間での待遇を区別しないことが合意されている。これは透明性や公正性を確保するための国際的な姿勢であるが、加えて今日的な主題として社会的責任に対する配慮が求められている。このような時代の情勢を受け、英国では経済・社会・環境における幸福度（well-being）を改善するための法律が施行された。

Ⅲ 社会的責任の向上を受けた英国の社会価値法

1 社会価値法とベスト・バリュー制度

社会的責任を公共調達へ求める動きは欧州連盟などで進んでおり、2011年には **Socially Responsible Public Procurement (SRPP)** というガイドラインが発表された。その後も時代の要請に合致すべく公共調達に関する規則は更新され、2014年のEU調達指令では社会条項の範囲が拡大されている。こうした欧州の社会的責任に関する大きな流れを受け、英国では公的サービスに関する社会的価値の改善を目的とした社会価値法が制定された。ゆえに公共契約規則 (**The Public Contracts Regulations 2015**) においては一般的な建設工事を含む作業 (**Works**)・物品 (**Supplies**)・サービス (**Services**) を調達対象と定義しているが、その中のサービスだけが社会価値法の対象となる。

その骨子としては公共調達の手続きが開始される前段階において、該当する調達がどのように社会・経済・環境において価値改善に貢献できるかを当局が検討することを求めている。また、この段階で専門家などとの協議を実施するかどうかについて検討することも要求している。その他にもサービス設計・入札に関する仕様書・調達後の実績管理が提言されており、サービス設計についてはその使用者・より広範囲の地域社会・VCSEs (**Voluntary, Community and Social enterprises**) という社会事業団体などからの情報も考慮して設計することを推奨している。その評価に際しては社会価値法の適用対象は公的サービスであるとしながらも、バランスト・スコアカードの手法を用いることが公共調達を発展させる方法の一つであるとし、有益と考えられる場合には可能な範疇において適用することを期待している。これは2016年に発布された「成長バランスト・スコアカード調達」(**Procuring Growth Balanced Scorecard**) という方針書にある1,000万ポンドを超える政府調達は建設・社会基盤・設備投資のすべてにおいてバランスト・スコアカード⁵を必須としている背景を受けたものである。こうした指針はあくまでサービス調達の仕様設計に関するものであり、実際の調達手続きに関して何らかの制約を課すものではない。例えば政府調達に関わる契約締結は内閣府に所属する執行機関のCCS (**Crown Commercial Service**) という中央調達組織が担うことになるが、CCSへ提出する仕様設計書の立案担当部局に対する規律となる。これは端的にはCCSはシェアード・サービスとしての業務遂行機関であり、社会的な価値を高めるための方策は担当部局によって立案されるべきとの考えによるものである。

実は地方公共団体における類似の法律として、ベスト・バリュー制度 (**Best Value**, 以

5 ロバート・S・キャプランとデビッド・P・ノートンが1992年に「**Harvard Business Review**」誌上に発表した、戦略マップの戦略目標を尺度および目標値へと変換するツール。

下、「ベスト・バリュー」という。)がある。これは支出に対して最も価値の高いサービスを提供するというVFM (Value for Money) の実現を目指し、地方公共団体による活動の継続的な改善を義務づける制度である。基本的にはベスト・バリューは社会価値法の手法を補完する役割をもつとされるが、幾つかの相違もあり、大きくは五つに絞られると考えられる。まずは義務そのものについて、ベスト・バリューでは社会的価値を含めた広範囲な価値全体の検討が求められているのに対し、社会価値法では社会・経済・環境の幸福度を改善する方法に焦点が当てられている。次に法的規律の対象となる組織だが、前者が地方公共団体を規律するのに対し、後者は政府調達にも適用される。また調達対象に関してはベスト・バリューは物品・作業・サービスのすべてを対象とするが、社会価値法ではサービスに特化している。そして、これらが調達手続きのどの段階で適用されるかについては、ベスト・バリューでは一連の手続き全体に影響するが、社会価値法は全体の手続きを考慮した仕様設計が求められており、実務的には調達手続きが始まる前段階となる。そして効果確認の観点から最も大きな相違として考えられるのが、試行錯誤を重ねた経緯はあるものの、社会価値法に比べてベスト・バリューが評価測定にも大きな比重を置いているという点だろう。

さまざまな手段で社会的な価値の改善方法を検討し、それを公的サービスの設計段階において仕様に盛り込むことを担当部局に求めるのが社会価値法だが、社会的価値の定義や評価方法について同法では明示していない。それらに関しては各組織の解釈と判断に大きな裁量を与えており、それぞれの取り組みに大きな差が出ているのが現状である。

2 先進的な自治体における取り組み

ベスト・バリューの施行から10年以上が経過していたことや地域単位での活動が可能なことなどから、社会価値法の導入と展開については政府調達よりも地方公共団体においてより大きな成果が見られた。CCSが担当部局向けに発行した入門ガイドには、ブリストル市・クロイドン特別区・マンチェスター州 (Greater Manchester) の方針や活動が好例として紹介されている。これらの都市はいずれも社会価値法を積極的に推進しており、中でもクロイドン特別区がまとめる資料は社会的な価値に対する同都市の理念や詳細方針だけでなく、実際に適用された10の具体事例も掲載されており受注者側の企業にとっても有益なツールとなっている。また、この三都市に限らず同法を肯定的に推進している自治体に共通している特徴は、それぞれの裁量において社会価値法の範囲を拡大適用して

いる点にあるといえるだろう。

社会価値法においては社会的な価値が何であるかを明確には定義せず、それぞれの調達主体が置かれた環境による裁量が可能となっている。そのため先進的な取り組みを行う地方公共団体では 2005 年の専門家委員会 (Sustainable Procurement Task Force) の提言を採用する自治体も多く、対象範囲をサービスに限定せず作業 (Works) や物品 (Goods) までを含めた公共調達の全分野と定義している。その評価方法についても、例えばクロイドン特別区は、公共調達に関わる部局が社会的な価値の改善指標を評価するための幾つかの手法を案内しているし、マンチェスター州は六つの評価項目と期待成果、応札者が提供すべき内容などを掲載している。また同法が適用されるべき基準額について、社会価値法では欧州連合官報 (OJEU⁶) に準じて規定されているが、それらを大幅に下回る調達予算額から適用する自治体もある。基準額については調達主体や分野によって複数に分けられているが、例えば政府調達のサービスに関しては 1,700 万円程度 (139,000 ユーロ)、地方公共団体の場合では 2,500 万円程度 (214,000 ユーロ) と設定されている。これは政府に比べて地方組織の人的資源が相対的に少ないため、基準額を上げることにより対象となる調達案件を効率的に絞ることを想定していると考えられる。しかし基準額に関して最も先進的な取り組みを行っている自治体の一つであるダラム州では 700 万円程度 (50,000 ポンド)、ダラム州サンダーランド区では、その十分の一である 70 万円程度 (5,000 ポンド) 以上としている。そして調達手続き全体を想定しながらも、仕様設計の段階で社会的価値の改善を検討しなければならない社会価値法に対し、応札者に求められる社会的価値を入札書類へも明記し判断の尺度とするなど、実績監視までの調達手続き全般において適用しようとする自治体もある。

2015 年 2 月には、同法施行からの 2 年間における成果や改善点をまとめた社会価値法レビュー (Social Value Act Review, 以下、「レビュー」という。) が発行されている。このレビューでは地方公共団体を中心にした前向きな取り組みを評価する一方、こうした成果には社会価値法のもつ「自由度」が大きく寄与しているとする。つまり社会価値法では厳しい法的拘束力を発揮させず、大きな理念を掲げつつも担当部局の裁量を認めることにより、それぞれの熱意が原動力として機能し成果となって表れたとしている。そのため適用の基準値を厳しくしたり、あるいは手続きの範囲を広げるなどして社会価値法の適用を

6 The Official Journal of the European Union は欧州連合が発行している官報で、法令・告示・政府調達情報などが記載されている。

拡大することは、そうした担当部局の意欲を削ぐことにつながりかねないので有益ではないと結論づけている（Cabinet Office 2015, p. 15）。

3 社会価値法の効果

地方公共団体における社会的価値を地域振興と結びつけて考えるならば、社会価値法の効果を地域内企業や中小企業への支出が増えている点とつなげて理解することができるだろう。例えばレビューに際して実施したアンケートによれば、70%の回答者が物流における地元企業の利用という点で効果があったとしており、同様にレビューは中小企業や社会事業者への支出についても肯定的な影響が見られたとする。その理由として小規模の事業者は社会的価値を提供することに適しており、社会事業者に関しては、まさに社会的な価値を事業の中心に据えているからとしている。社会価値法の取り組みに最も先進的な自治体の一つであるダラム州では、42億円（3,000万ポンド）の支出削減を実現した一方で支出の51.8%を中小企業に、全体でも31.4%を小規模の事業者や零細企業に支出している（Cabinet Office 2015, p. 16-17）。こうした取り組みは二次的政策の一環と捉えることもできるため、社会的価値の定義とも関連した慎重な議論が必要という主張はあり得るだろう。しかし多くの中小企業や社会事業者が公共調達へ参入しやすくなることでイノベーションの可能性が大きくなると考えるのであれば、社会価値法の効果を高めるためには、その適用範囲や対象を安易に拡大するだけでなく、中小企業へどれだけ配慮した仕様設計となっているかが大きく左右する。

社会価値法においては地域や慈善に焦点が当てられている事実がある一方、それは即座に大手企業の排除を企図するものではない。昨今、以前にも増して市場を牽引する大企業や公共調達に期待されている責務がある。それは影響力の高い企業や公共調達において、それぞれが取引先である中小零細企業などを指導、あるいは育成することにより社会的責任に配慮するよう導くという、より上位の社会的責任である。この点において、大手企業の社会的価値とは公共調達に求められている内容と類似している。ゆえに中小零細企業へ取引機会の提供を積極的に進めることや、そうした方針を調達戦略に盛り込むことにより社会的価値を創出することも可能となる。実際には中小零細企業の採用は相対的な倒産リスクが大きいことも多く、積極採用の一辺倒ではなく履行の確実性を担保する施策が同時に求められる。いずれにしろ公共調達においては大手企業が社会的責任を果たすことを前提にして、こうした高次の取り組みが評価されることになる。

法律が施行されてから数年間は地方公共団体の取り組みにおいて際立った効果が見られ、2018年6月には政府調達における社会価値法の強化方針が発表された。年間20兆円ほどにもなる公的サービスの支出における主要な調達のすべてで、企業における社会的な価値は「検討」項目から「評価」の対象へと変わることになった。これは政府調達においても中小零細企業や社会事業者、慈善団体などが有する価値を認め、そうした企業が公共調達へ参入することを奨励する姿勢を意味している。また英国政府はこうした考え方と取り組みを広げるために産業界が同調することを期待しており、これは先述の公共調達における大手企業への評価へと繋がっている (Cabinet Office 2018)。

IV 今日の課題

1 組織による社会的責任の格差

レビューは大きく三つの課題を取りまとめている (Cabinet Office 2015, p. 19-27)。まずは組織による認識と導入の差に開きがあったことである。レビューのアンケートによれば中央政府と地方公共団体のどちらにおいても社会価値法に対する認識度は低くなかったが、その導入度合いにおいて大きな差が見られた。既にベスト・バリューが展開されていたことや、政府調達に比べて地域に根差した社会価値を定義できるなど、政府や医療関係の公共調達に比べて自治体が進んでいる。また取り組み状況の深さにもばらつきがあり、多くの組織が同法の実在を前提に社会的な価値に配慮してはいるものの、しかし組織の戦略や政策へは十分に盛り込めていない。二つ目の課題は社会価値法の運用で、その適用に関して熱心になるあまり運用が四角四面にすぎしまい、応札者に多大な費用や工数をかけさせてしまう事例があった。これは社会価値法の実践において企図されている、中小企業や社会事業者が公共調達へ参入する際の障壁を低くするという側面からも逸脱しており、場合によっては官僚主義的な対応に陥る危険性がある。

皮肉なことにこの二つの課題は、地方公共団体の一部で先進的な取り組みが見られる理由としてレビューの中で評価されている、社会価値法の「自由度」に起因していると考えられる。同法は社会的な価値改善に対する貢献度合いを公共調達の受注基準に加えるという新しい試みであり、その意味でも法律によって細かく強制するという手法ではなく、関連組織の肯定的な取り組みや革新的な着想などによって活性化することを想定したと考えられる。実際、こうした理念に基づき功を奏した自治体がある反面、岸他 (2017) は社

社会価値法の課題を公共調達へどのように社会的価値を反映させるかを明示していないため、その定義づけが地方公共団体の作業となり、結果として自治体による取り組みの差が生まれてしまうことであると指摘する（岸ほか 2017, 4-8 頁）。

地域の実情に合致した活動が可能になり、その結果として地域貢献や地方創生につながる可能性が大きいという意味で、確かに自治体などの自主的な意欲を尊重することには一定の意義がある。しかし現実として規模の小さな組織では、対象を同法の基準に従い公的サービスに限定し、かつ EU 調達基準額を使用するような場合には適用足り得る案件がほとんど発生しないという事態になりかねない。もしそうであるならばレビューや岸 他（2017）が指摘するように取り組みの差自体にも課題は残るが、地域による取り組みの差を認めるということが、社会的価値の実現に対する地域格差を容認することにつながってしまい、時間の経過と共に深刻な意味をもつのではないか。ゆえに組織の自主性を引き出すことを目指しつつも、より上位の優先順位としては社会価値法が政府調達を含めた広範囲な組織において適用される仕組みを検討し、それを法律に盛り込むことが現実的な意義をもつとはいえないだろうか。

レビューが示す三つ目の課題は社会的価値の定量的評価である。社会価値が判断尺度に加えられている入札に参加しようとするれば、応札者には社会的な価値を明示することが求められる。しかし応札者の立場からすれば成果としての社会的価値をまとめることは容易ではないし、レビューではアウトカムの定量化について一貫性と厳密さが欠如しているとみる。岸 他（2017）によれば、アウトプット（成果）がもたらす価値や変化という意味のアウトカムの定量評価に関する方法論は多岐にわたるし、定量化の課題として計測結果の信頼性・計測に係る時間と金銭的費用の問題・測定方法の妥当性という三つを指摘する（岸ほか 2017, 5 頁）。なお、そうした手法の一つとして 2020 年 3 月まで英国政府は単位原価データ⁷（Unit Cost Data）を整備し、5つのカテゴリーにわたり 600 の単位原価を提供していた。しかし、これらの課題も結局は評価測定が多様さ、より根源的には社会価値法の「自由度」に起因しているといえるだろう。

社会価値法の定義や範囲について柔軟性をもたせることの有用さは、その導入時において否定されるべきではない。一方で地域や組織間における導入格差、導入後の質を確保するという側面から、社会価値法は大きな理念だけではなく社会的責任の重要性が増す今日

7 Unit Cost はソーシャルインパクト・ボンドの成果計測手法として継承されており、政府はアウトカムの査定には Unit Price Data が必要であるとしてガイドラインも提供している。

的な課題として、より広範囲な地域と組織における展開を想定した一程度の緻密さを兼ね備えるべきであろう。

2 経済的な効果との均衡

社会価値法の目的は公共調達を経済性・社会的価値・環境面における効果を改善することであるが、この経済的な効果に関しては法的解釈や調達手続きの手法など、今までも議論が重ねられてきた。大きな実績の一つに、2014年2月に欧州委員会が公布した公共調達の新指令がある。本改正で注目すべきは交渉や対話が重視されるようになったことで、VFMを企図して契約当局は6種類の手続き⁸から適した方式を選択することができる。またEU調達指令では発注者と応札者による議論と交渉により双方の利益が向上すると考えられており、ゆえに6種類の中でも交渉付き競争方式が多く利用されることが期待されている。このEU調達指令に準じて英国においても6種類の手続きが用意されているため、全体の枠組みとしては同法によって社会的な価値を改善するための仕様設計が行われ、交渉や競争の手法により経済性の向上が企図されることになる。

交渉や競争という手法が経済的効果を高めるうえで有益に働くという点では説得力はあるものの、第二章で述べたように諸所の要因から適切な効果が保証されているとまではいえない。また社会価値法が有する本質的な目的は二次的政策であると捉えることもできるため、皮肉な表現をすれば社会的価値が経済効果を阻害する要因になり得てしまう。もし楠(2017)が主張するように、入札を官公需の目的が効果的に実現するよう機能化させること、そのための環境整備を行うことが公共調達の理想なのであれば、社会価値法のもつ最も今日的な課題とは、経済的な効果と社会的な価値をどのように均衡させ極大化し得るかという点にあるのではないかと(楠 2017, 24 頁)。そう考えれば社会的価値の定義づけや経済的効果との均衡に関し、それらを全面的に各組織へ任せることはできない。裁量を尊重しながら展開させたいと企図するのであれば、そうするための全体構造を示す必要があるだろう。例えば組織を問わず実施しなければならない共通した項目や基準の設定、評価の指標などを提示しつつ、一方で各組織の判断において導入可能な取り組み余地も提供する階層的な仕組みが効率的ではないだろうか。これは公共調達の実現に際して、必要なモノやサービスを単純に「調達」という本来の目的ではない目的、あるいは本来

8 公開方式・制限方式・交渉付き競争方式・競争的対話・イノベーション・パートナーシップ・非公開競争方式。

的な目的の延長線上に存在するはずの利益獲得や増大を目指した二次的政策とも共通する。

社会価値法が公共調達におけるサービス分野から展開され、すべての調達手続きではなく仕様の設計段階での検討が求められたことについて、これは導入期においては評価されるべきであろう。一方で法律の施行から十年近くが経過する今日的な観点では、社会価値法を限定的な運用にとどめてしまわないためにも、各組織の自由な解釈を許容する現在の内容ではなく、明確な定義と階層的な構造をもつ仕組みを提供することが求められているのではないだろうか。こうした社会的価値の改善による成果と二次的政策による参加要件との関係性、取り組みの相違などについては今後の研究課題としたい。

参考文献

- Cabinet Office (2015), *Social Value Act review*, London: Cabinet Office.
- Cabinet Office (2016), *Guidance Social Value Act*, GOV.UK, <https://www.gov.uk/government/publications/social-value-act-information-and-resources/social-value-act-information-and-resources> (閲覧日: 2020年4月5日).
- Cabinet Office (2018), *Government announces major changes to rebuild trust after Carillion: 25 June 2018*, GOV.UK, <https://www.gov.uk/government/news/government-announces-major-changes-to-rebuild-trust-after-carillion-25-june-2018> (閲覧日: 2020年4月7日).
- European Commission (2019), *Social Procurement. European Commission website*, https://ec.europa.eu/info/policies/public-procurement/support-tools-public-buyers/social-procurement_en (閲覧日: 2020年4月20日).
- OECD (2019), *Public Procurement*, OECD Home, <https://www.oecd.org/gov/public-procurement/> (閲覧日: 2020年4月21日).
- Robert S.K. and David P.N. (2005), *Strategy Maps, Converting Intangible Assets into Tangible Outcomes*, Boston, Harvard Business School Press (櫻井通晴他監訳 (2005) 『戦略マップーバランスト・スコアカードの新・戦略実行フレームワークー』ランダムハウス講談社).
- UK Statutory Instruments (2015), *The Public Contracts Regulations 2015*, [legislation.gov.uk](http://www.legislation.gov.uk), <http://www.legislation.gov.uk/ukSI/2015/102/contents/made> (閲覧日: 2020年4月5日).
- 青木孝徳 (2015) 『政府調達制度の手引』大蔵財務協会。
- 小川智弘・天満知生・森田康夫・佐渡周子 (2016) 「2. 英国のフレームワーク合意方式」『国土技術政策総合研究所資料』第908号, 2016年3月, 2-46頁。
- 環境省 (2020) 「グリーン契約 (環境配慮契約) について」 <http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html> (閲覧日: 2020年4月20日)。
- 岸昭雄・金川幸司・尹大栄・浦野充洋 (2017) 「英国における Social Value Act と公共調達」『経営と情報』第29巻第2号, 2017年3月, 1-9頁。
- 木下誠也 (2017) 『公共調達解体新書』経済調査会。

- 楠茂樹 (2017) 『公共調達と競争政策の法的構造』上智大学出版。
- 財団法人自治体国際化協会 (2010) 『英国の地方自治 (概要版) - 2010 年改訂版 -』財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所。
- 関正雄 (2018) 『SDGs 経営の時代に求められる CSR とは何か』第一法規。
- 総務省 (2020) 「e-Gov (電子政府の総合窓口)」 <https://www.e-gov.go.jp/> (閲覧日: 2020 年 4 月 13 日)。
- 富田秀実 (2018) 『ESG 投資時代の持続可能な調達』日経 BP 社。
- 内閣官房 (2015) 「調達改善の取り組みの強化について (調達改善の取組指針の策定)」行政改革推進会議 <https://www.gyokaku.go.jp/singi/gskaigi/kaigi.html> (閲覧日: 2020 年 5 月 6 日)。